

大阪狭山市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項等を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主な意思疎通の手段として用いる聴覚障がい者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため必要な施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話を意思疎通の手段として活用し、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報発信に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(意見の聴取)

第7条 市は、前条に規定する施策の推進及び実施に当たり、ろう者、手話通訳者その他関係者から意見を聴くよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。